

憲法とキリスト教：第7回 信仰者の心に培われた“権理”意識

南野， 森
九州大学大学院法学研究院：教授

森島， 豊
青山学院大学：教授

久保， 文彦
上智大学基盤教育センター：講師

小林， 剛

<https://hdl.handle.net/2324/7343252>

出版情報：福音宣教. 77 (7), pp.2-8, 2023-07-01. オリエンス宗教研究所
バージョン：
権利関係：



このことが良いか、悪いかは別問題として、なぜそういう国民性なのかを考えてみます。私の見方は、そのような、人権の抑圧には鈍感なわりに不平等、不公平には敏感な人間を作るシステムがずっと続いていて、しかも戦後も私たちの生活文化の中に根づいているのではないか、ということです。ハードウェアとしての憲法とか法律、条例は戦後変わっていったり、制度的に新しくなったりするのかもしれませんが、それを担うソフトウェアとしての生活文化はあまり変わっていないのではないのでしょうか。

興味を持って調べられる方がいてくれたらうれしいのですが、例えば教育機関の中で授業を始める時に「気をつけ。礼」とやりますよね。あれはいつから国民全体がやり始めたのでしょうか。あれはなぜ必要とされたのでしょうか。

また、私はキリスト教会の牧師の働きもしますが、大学でチャプレンとしてキリスト教徒の学生を連れてキャンパスにも行きます。学生たちは食事の前にお祈りをします。お祈りが終わった後には必ず、手を合わせて「いただきます」と自然にやります。あれは何をやっているのでしょうか。善悪を問うているのはあり

ません。いつから、どのような意図で、国民全体がその動作をするようになったのでしょうか。

他にもいろいろあります。アメリカ由来の野球、ベースボールでも、試合を始める前にグラウンドで高校球児たちは皆、礼をします。また、プールサイドでも礼をします。あれは何をしているのでしょうか。こういう、生活文化の中で当たり前になっていること、別の表現をすると、記憶を超えたところからずっとやっている習慣、文化の中で身に染みついていく価値観があるのではないのでしょうか。例を挙げればきりがありませんが、警察署に神棚がありますよね。「あれは宗教ではなく、文化だから」という感覚は誰が作ったのでしょうか。

憲法というハードウェアは戦後変わりましたが、それを担う国民の生活文化の中では戦後も基本的には変わっていないある価値観、あるいは人間性を育まれて今があるのではないかということです。それを一言で言うところ「みんな一緒」ということだと思っています。

今は露骨な仕方ではやっていませんが、ちゃんと丁寧に見ていくと、そのシステムというのは何に基礎づけられているかというと、「この国のかたち」「国柄」

巻頭特別企画

憲法とキリスト教

第7回 信仰者の心に培われた“権理”意識



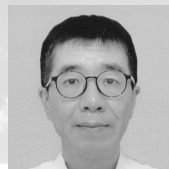
南野 森

みなみの・しげる ●
1970年京都府生まれ。
九州大学法学部教授。
著書に『憲法主義』、
『憲法学の世界』等。
本誌に「京・江戸・博
多、そして巴里」を連
載中。



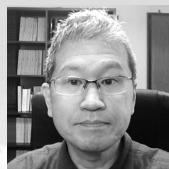
森島 豊

もりしま・ゆたか ●
1976年神奈川県生まれ。
青山学院大学教授・宗
教主任。渾身賞最優秀
賞。『抵抗権と人権の
思想史』（教文館、202
0年）で青山学院学術
賞。



久保文彦

くぼ・ふみひこ ●1965
年長野県生まれ。上智
大学・基礎教育センタ
ー講師。聖書学・キリ
スト教人間学を専攻。
カトリック東京教区信
徒、『福音宣教』編集
企画委員。



小林 剛

こばやし・ごう ●1967
年千葉県生まれ。本誌
編集長、哲学研究者。
著書に『旧約聖書に見
るあがないの物語』
(オリエンツ宗教研究
所) など。

国民の生活文化の中に残っているもの

前回森島氏は、明治政府の下、天皇に忠誠を誓うという条件で身分の平等が保障されるという欧米と異なる「天皇型人権」について言及されました。それは戦後も実は続いていて、今も国民性、文化の形で残っているというところで、今回はその具体例の列挙からです。

森島 日本人の国民性を考えると、例えば言論の自由が抑圧されても、日本社会の中で激しい抵抗運動が起きる可能性は、それほどないように思います。たとえ言論弾圧の法案に反対する運動が起きたとしても、国家がいったんその法案を可決してしまうと、そこからもう反対運動を起こさない、そんな国民性が日本の中にあるのではないか。たとえ強権的なやり方であっても、政府が決めてしまったら逆らわない従順さがあります。

しかし一方で、不平等に関しては猛烈な不満の声を上げたり、政府に対して攻撃したり、という側面もあるように思われます。日本人は不平等、不公平に対しては大変な怒りの感情を持っているのではないかと思います。

にあるのではないでしょうか。それははっきり言ってしまうと天皇制というものと本当は無関係ではないと思うのです。

小林 ありがとうございます。私は、シングルマザーのためのシェアハウス運営という社会活動に関わっているのですが、お話にあった「権利が奪われること」にはあまり反対しないが、平等でないということには本能的、習慣的に怒る、ということは非常に頻繁に目に見えています。

例えば、弊誌二〇二二年一〇、十一月号にも登場していた仁藤夢乃さんが今、多くの方からバッシングを受けています。私は彼女に注目していて、ネットを検索していますが、信じられないような事態になっています。

若い女性が人権を踏みにじられているのに、それに対して救済に動こうという人は極めて少ない状態でした。仁藤さんはその中で活動を始めた草分けの一人です。それはマスコミを通してある程度広まり、社会的にある程度認知され、今は公の補助制度を受けているのですが、それに対して猛烈なバッシングが起こっているのです。それほどのバッシングのエネルギーがある

のなら、どうして別のところでエネルギーを使わないのか、大変奇異に思います。権利が奪われているということに大変無頓着です。優遇されている官僚などを批判するのならまだわかるのですが、どちらかというと身近な存在で、叩きやすいということなのか、さまざまな理由を見つけてきて猛烈に叩いています。森島先生がおっしゃるようないろいろな文化的背景があるのでしょうが、何の反省もなく言わば習慣的に、箸の上げ下ろしのように反応しているところがあるのではないかと。森島先生のお話はその意味で大変納得がきました。これに対して、南野先生、何かコメントをいただけないでしょうか。

宗教がないから、代わりのものを

南野 森島先生のお話、大変興味深く拝聴しました。そしていろいろと感想めいたものを申し上げたくなりました。ありがとうございます。まず、日本の憲法史を勉強していると、森島先生がおっしゃるようなことがそのまま出てきます。

一八八二年（明治十五年）、明治憲法が制定される七年前に、伊藤博文らが西欧に憲法を学びに行っている

のですが、特にベルリンとウィーンで、権威ある公法学者の授業を聴いたりしています。そして彼の地から伊藤博文は興奮気味に手紙にいろいろと書いて日本へ送っています。「こんなことを勉強したぞ」ということを日本に報告するわけですが、憲法史を詳しく研究され、読みやすい本（講談社学術文庫『日本憲法史』）に

まとめてくださっている京都大学の大石眞先生によると、伊藤は、まさに森島先生がおっしゃってくださったようなことを言っているのです。帰国後、明治憲法の草案が井上毅らによって準備され、枢密院という明治天皇の顧問会議の場で条文が確定されていきますが、その場でも、伊藤は大変注目値する発言を繰り返しています。伊藤は、「日本という国をこれから一つにまとめていくときに何かを利用しなくてはならない」と言います。「ヨーロッパはキリスト教が国民を一つにまとめる核として存在している。ところが日本にはそのような宗教がない」、「神道にも仏教にも、もはやそんな力はない」というのが伊藤の診断です。そして、「そのような無力な日本の宗教に代わって一つにまとめていくのは皇室しかない、天皇しかない」、と言うのです。「今度新しく作る憲法制度ではそのように天

皇・皇室をうまく使って、それを『機軸』として国民をまとめていくべきだ」、とはっきり述べています。

それで明治憲法では、第一章を天皇から始めていますし、憲法と同じ日に制定された、皇室についてのルールをまとめた「皇室典範」は、（現在の皇室典範とは異なり）法律とは考えられず、公布もされませんでした。明治天皇が黒田清隆内閣総理大臣に憲法典を与えるという憲法発布式典での所作にも象徴されるように、あくまでも天皇が作ったという建前の欽定憲法で、天皇の章の次に初めて国民の権利についての条文が登場しますが、そこでは「国民」ではなく「臣民」、つまり天皇の臣下の権利と義務が定められていました。人であるがゆえに持つ人権ではなく、天皇によって与えられ認められた臣下の権利、というわけです。

明治憲法よりも優れた憲法案があった

南野 明治憲法が作られる前、自由民権運動が盛り上がります。一八八一年（明治十四年）頃に最高潮に達するわけですが、この時期、日本人々は私擬憲法と言われる憲法のさまざまな私案を出しています。東京・多摩の五日市でかつて発見された憲法案を、一〇年ほ

ど前に美智子皇后（当時）が高く評価され、話題になったことがあります。ほかにも、土佐の植木枝盛（自由民権思想家）が作った憲法案の中に、まさにジョン・ロックの社会契約論の中に出てくる、森島先生が前回触れられた抵抗権が書かれていたりします。明治の自由民権運動の思想を学んだ人たちが、武士や農民、いろいろな階級、職業の人々が、社会契約の考え方や、自由、権利というものについて学び、帝国憲法よりもっと進んだ憲法案を作っていたんです。

ところが残念ながら、それでは過激すぎる、皆が権利を主張しすぎる、場合によっては抵抗権まで出てくる、これは危ないぞ、ということでグッと抑えて上から明治憲法が作られた、こういう流れになります。

正しく、当然である「権理」

南野 東洋のルソーと呼ばれる中江兆民は、ルソーの著作を日本語に翻訳しましたが、彼は「権利」ではなく「権理」という訳語を当てていることがありました。福澤諭吉もそうです。結局定着はしませんでした。今考えるとそれはとても残念なことでした。「権利」の「利」は「利益」の「利」なので、利益の主張とい

うニュアンスになってしまふ。しかし欧米語では「権利」は「正しい」という言葉と同じなのです。英語では両方とも *right* ですが、フランス語もドイツ語も同様です。もともと権利を主張する、ということはその人にとって正しいことなのだ、当然のことなのだ、という考え方があったのではないかと思います。日本語では残念ながら「利益」の「利」にしてしまったものだからそのような関連がぷつぷり切れてしまいました。自分の権利を主張することは、強欲とか自己中心的とかいうのではなく、本来正しいことなのだ、当然なのだ、という考え方は、もう少し日本社会に根づいてほしいという気がします。

なぜ、キリスト教と接近したのか

森島 素晴らしいご指摘ありがとうございます。私もそれに補足したいのですが、私たちの先輩の日本人が優れた草案を作っていた時、五日市憲法であれば千葉卓三郎、日本国憲法であれば植木枝盛など、こういう方々がキリスト教に非常に接近するわけです。これはどうしてなのか、ということがとても大切だと思います。このような、人権をととても大切にしている人たちが

がなぜキリスト教に近づいたか、その意味を私たちはもっと真剣に受け止めるべきだと思います。彼らがとても関心を持ったものの一つが「抵抗権」です。特に武士階級の方々は一夜にしてすべてを失いますから、「明治政府、何者ぞ」ということになり、その当時は抵抗ということを多く訴えていた、ということが当時の新聞を見るとよくわかります。

抵抗する権利の根拠とは何か

森島 植木枝盛は「抵抗する権利」ということを言うのですが、さらにその根拠は何か、ということを探っています。「自分たちは抵抗する権利をもっているということはどうして言えるのか」。その根拠を探していた時にアメリカ独立宣言とか、アメリカ諸州の憲法を読み、抵抗権はキリスト教的精神なくしては考えられない、ということに気づき、キリスト教会に入りしたのです。それだけでなく高知教会の設立に間接的に関わったりして、その当時はキリスト教にシンパシーを持っていました。

キリスト教の信仰に、「抵抗する権利を持つ」という考え方を育てるものがあったと私は理解しています。

もう少しさかのぼってその例を見てみますと、戦国時代や江戸時代に宣教師が書いた報告書が残っています。豊臣秀吉が九州を平定しに行く前、側近が九州にあらかじめ南下します。彼は女性好きの秀吉のために綺麗な女性を用意しようとして有馬地方に行き、少女たちに「天下人の命令だから来なさい」と命令するのです。ところが、少女たちは「嫌です」と言っただけです。当時は大名であっても秀吉にノーと言えなかったのです。黒田官兵衛ですら最後の頃はノーと言えなかった時代です。そのような中で、少女がノーと言ったことに側近は非常に驚いたそうです。「なぜだ」と理由を聞いたところ少女たちは「私はキリシタンだからです」と答えたそうです。この報告を聞き、秀吉は驚き、怒ったという表現が出てきます。これは一つの逸話ですが、その時に、「伴天連追放令」を出したという宣教師の報告があります。

為政者たちの共通の危機意識

森島 この史実に関してはいろいろな解釈や分析があるのですが、豊臣秀吉は、天下人に対してノーと言えるような考え方を大名が持ったら危ない、と考えたの

ではないかと思えます。実際にこれを高山右近に確かめるわけです。秀吉が高山右近に棄教を迫ったところ、「太閤殿下のためならば脳髓を出してでも従います。ただし一つのことを除いては。それはゼウス（神）に背けとの仰せです」と。「これはキリスト宗門に入ったもの皆が心得ていることです」と。これを聞いた後に、二十六聖人につながる大迫害が起きます。

徳川家康においても似たようなことが側女との関係で起きます。また、明治政府になっても浦上四番崩れの際に似たようなことが起きました。内村鑑三への弾圧にしても、なぜ彼がターゲットとされたかと言えば、日本の為政者に共通して、自分たちへ抵抗する勢力が出ないようにするという危機感があったからです。そして、その中のターゲットの中心にあったのが、キリスト者の信仰だったのです。これは客観的に見てもどうしても言わざるを得ないことです。特に教育機関へのキリスト教の影響に敏感に反応した出来事がたくさんありました。

信仰者の心に培われた『権理』意識

森島 そこから言うと、人間が人間らしく生きる、そ

れが「ダメだ」と言われた時、それに対して抵抗することができたのは、「人間に従うよりも、神に従わなくてはなりません」（使徒言行録5・29）という聖書の言葉にあるように、君主に勝る、従うべき存在です。「そのお方が私のために死んでくださった、私のことを愛してくださった。明日は死んでしまうかもしれない私のために死んでくださる神が今、生きておられるこのお方に従っていきたい」。そう思った人々の心に培われていた人間観と『権理』意識が、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果の中で「人權」となっていったのではないかと思うのです。

そこで言わなければならないのは、このような人権意識の下地となっている精神性にキリスト教がもつと関われるはずなのに、日本の中ではどうにもうまく機能していないのではないか、ということです。それは、なぜ日本ではキリスト教が広がらないのか、ということと深く関わっています。この問題を克服するためには、キリスト教会がこの国の仕組みと歴史をよく知る必要があると思います。

【続く】

二〇二三年二月二〇日、Zoomにて実施